

実践報告③

福島県災害時健康支援活動 マニュアルの活用と人材育成

福島県相双保健福祉事務所 風間聡美

1

- 1 福島県災害時健康支援活動マニュアルの策定
- 2 災害時健康支援活動マニュアルに基づく活動と人材育成

2

1 福島県災害時健康支援活動 マニュアル

- 東日本大震災の経験を踏まえ、平成27年3月に作成発行
- 400部作成し、本県の保健師、管理栄養士、歯科衛生士に1部ずつ配付
- フェーズ毎の市町村の健康支援活動も記載し、全市町村に配付
- 本県では東日本大震災当時、被災者健康支援活動に関するマニュアルを整備していなかったため、全国保健師長会『大規模災害における保健師活動マニュアル(平成18年3月)』を基に活動した

3

1 福島県災害時健康支援活動 マニュアル

- I 基本的な考え方
 - マニュアルの位置づけ、対応範囲
 - 災害時健康支援活動の基本的な考え方
 - 県・県保健福祉事務所・中核市・市町村の役割と連携
- II 東日本大震災における福島県の災害時健康支援活動の実態と導かれた課題
 - 福島県内の災害と健康支援活動の特徴、フェーズ毎のまとめ
- III 災害時健康支援活動
 - 各フェーズに対応した健康支援活動
 - 災害時健康支援活動と体制整備
 - 災害時の栄養・食生活支援
 - 災害時の歯科・口腔ケア支援
 - こころの健康
 - 支援者の健康管理

4

1 福島県災害時健康支援活動 マニュアル

- IV 災害時健康支援活動に関する各種様式
健康支援活動で使用する記録様式等
啓発・健康衛生教育等資料
- V 災害時の健康支援活動を行う専門職等の応援・派遣要請と受入れ
本県で災害発生時の健康支援活動専門職等派遣要請
応援・派遣専門職等の受入れ
- VI 本県から他自治体への健康支援活動を行う専門職等派遣

5

II 東日本大震災における福島県の 災害時健康支援活動の実態と導かれた課題

平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による福島県内の被災状況と健康支援活動を振り返りその特徴を述べると共に、専門職等が経験したことをフェーズ毎にまとめ、課題と対応の方向性を整理

福島県内の災害と健康支援活動の特徴

- (1) 原子力発電所事故による影響
- (2) 原発30km圏内にある市町村や保健福祉事務所の活動
- (3) 大規模一次避難所の長期運営と二次避難所の健康支援
- (4) 県内外への広域避難と広域支援
- (5) 避難生活の長期化

6

2 フェーズ毎のまとめ

時期 (フェーズ)	経験したこと	課題と対応の方向性	平時時からの備え
フェーズ0 平成23年3月11日	災害時の健康支援活動について、マニュアル等を策定しておらず、保健福祉事務所では、各所で緊急的に職員の配置や対応の役割分担を行ったが、専門職等を統括して行う健康支援活動の初動体制の確立までには至らなかった。	<ul style="list-style-type: none"> • 平時時においてマニュアルを作成し、災害発生時の速やかな健康支援活動の初動体制に備える必要がある。 • 災害時の健康支援活動の統括責任者及び統括補佐について、マニュアルに明記することが必要である。 • 被害状況に応じた組織体制、平時時からの対応が必要である。 • 災害時の連絡方法（手段）の確認が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> • 健康支援活動の所内体制について、毎年度初めに確認を行う。 □ 統括責任者、統括補佐 □ 健康支援活動の体制、人員 □ 市町村や関係団体等との連絡方法
フェーズ1 平成23年3月12日～3月14日	<p>原子力発電所検査結果がない事務所等の専門活動への統括した</p> <p>県庁庁舎の被災所では現場の状況が、市町村を越えも多くの避難者も中寄りや会議室、町村からの避難者として、多くの避難については想定し</p> <p>中核市にある県立どこか日当たりの等、組織調整がとれず混乱が生じた。郡山市については県中保健福祉事務所が対応したが、いわき市のように二次医療圏全てが中核市である場合には、県の専門職等で支援する体制が当初はとれなかった。</p> <p>役割機能を含む全町避難という事象に、避難先となった県内外の各市町村は医療ながらも多くの避難者を受け、健康支援活動を行った。広域避難であるがゆえに、避難元市町村から避難先市町村へ支援継続依頼の個人情報取り扱い、サービス利用の調整連絡などに多くの時間がかかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 市町村が設置する避難所以外にも災害の規模等に応じて開設される避難所があることを認識し、開設状況を把握する必要がある。 • 健康支援活動から得られた避難者の健康状態情報を、避難元市町村と共有し、移動に際して提供できる仕組みが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> • 現場の状況に応じた対応ができるようマニュアルの確認や実施訓練などを行う。 • 保健福祉事務所と所管市町村が相互に役割を確認する。 • 県（本市、関連の保健福祉事務所）と中核市保健所が相互に役割を確認する。 • 健康支援の窓口を明確にし、広く周知する。 • 市町村が指定する避難所を確認する。 • 避難所設置が予想される県有施設等を確認する。

実際に保健福祉事務所及び中核市保健所で健康支援活動を指揮した統括保健師が集まり「経験したこと」をまとめ

↓

課題を整理し、対応策や平時から準備することをマニュアルに記載した

※新任期保健師でも経験したことを確認することで災害時の対応を具体的にイメージできるように記録

2 災害時健康支援活動マニュアルに基づく活動と人材育成

- 災害時健康支援活動マニュアルの研修
 - 各保健福祉事務所の現任教育の中で、マニュアルの説明
- 毎年度当所に県外・県内派遣保健師の名簿を作成
- 災害時の健康支援活動には、新任期保健師も積極的に派遣
 - (例)平成30年7月豪雨災害の岡山県倉敷市での活動
 - 令和元年10月台風19号による災害のいわき市で活動
 - 令和2年11月新型コロナウイルス感染症対応の支援（札幌市）
 - 令和6年1月能登半島地震の能登町での活動

令和6年能登半島地震における実践活動

福島県（中核市含む）からの派遣：保健師2名＋事務職（ロジ）
必要時、管理栄養士1名追加

【市町村の健康支援】

- 石川県能登町派遣：1～11班
（令和6年1月5日～令和6年2月29日）
- 石川県穴水町派遣：12～16班
（令和6年2月29日～令和6年3月29日）

保健師の年齢構成がアンバランスで、
20代～30代前半の保健師が多い。
若手のみのペアの班もあった。

【二次避難所における健康支援】

- 石川県小松市・能美市派遣：1～11班
（令和6年1月17日～令和6年3月12日）

2 災害時健康支援活動マニュアルに基づく活動と人材育成

- 災害時健康支援活動マニュアルによる活動の理解
マニュアルは1人1冊配付、研修の実施
今後も、経験等を反映して改訂
- 東日本大震災や他県での災害時健康支援活動の経験の継承
マニュアル等でも経験したことを記録
災害時健康支援活動には、若手職員をなるべく派遣し経験する
- 平時からの基本的な保健活動の積み上げ
災害時であっても、平時であっても基本となる保健活動は一緒
平時から、個別の健康支援、集団の健康支援、地域の社会資源や
関係機関との連絡調整等保健活動ができる保健師の育成が重要